

大規模災害時の重要施設への燃料供給について

1. 趣 旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るため、業務を継続することが必要な施設のうち、自家発電施設等の備蓄燃料が枯渇、又は枯渇する恐れがある場合に優先供給しなければならない施設を重要施設と定めるとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

2. 重要施設の定義

- ① 病院、有床診療所、人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所、休日夜間急患診療所並びに青森県赤十字センター
- ② 特別養護老人ホーム等の福祉施設
- ③ 避難所に指定されている施設
- ④ 上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
- ⑤ ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
- ⑥ 公共交通機関及び支援物資等の運搬を主な目的として運行される車両の事業所
- ⑦ 消防・警察等の災害対策業務を行う施設
- ⑧ 県及び市町村の災害対策業務等を行う施設
- ⑨ その他、青森県災害対策本部等が必要と認めた施設

3. 重要施設の役割

- ① 重要施設は、大規模災害時においても業務を継続できるよう、自家発電設備の整備に努める。
- ② 重要施設は、自家発電用燃料等の備蓄に努める。
- ③ 重要施設は、災害時の燃料対策について、平時から通常取引のある給油所等と調整を行っておく。

4. 重要施設への燃料供給対策(全体の流れは、別添「重要施設への優先給油について」のとおり)

- ① 重要施設が3. 重要施設の役割の対策を行っても燃料が枯渇し、又は枯渇する恐れがある場合、県は供給を受けようとする者からの要請に応じ、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）又は内閣府に対し、燃料供給の協力要請を行う。
- ② 県石商は、県から協力要請があった場合、組合員の給油所等に燃料供給を依頼する。
- ③ 石油燃料の供給に要した費用は、原則、供給を受けた者が負担することとする。
- ④ 燃料供給を受けた者は、当該供給事業者とその供給に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。

5. 燃料供給を受けようとする者の手続き

(1) 民間施設及びその他の施設

当該施設運営者は、斡旋要請書（様式1）を青森県災害対策本部統括調整部対策班石油担当（以下「対策班石油担当」という。）へ提出するものとする。

(2) 市町村施設、一部事務組合施設、広域連合施設（市町村等）

市町村等は、それぞれの地域防災計画に基づき石油燃料を調達するものの、それでも石油燃料が不足し又は確保できない場合は、斡旋要請書（様式2）を、所管施設分を取りまとめのうえ、対策班石油担当へ提出するものとする。

(3) 県施設（警察、教育委員会を含む）

当該施設運営者は、供給要請書（様式3）を対策班石油担当へ提出するものとする。

6. 要請書の提出方法

- ① 各施設運営者は、原則FAXによる提出とし、電子メールも可能とする。提出後は、受信確認の電話連絡を行う。これらが使用できない場合は、電話による要請も可能とする。
- ② なお、停電等によりFAXが使用できない場合は、所在市町村の青森県防災情報ネットワークを利用することも可能とする。

7. 優先供給の決定

- ① 経済産業政策班は、別紙「重要施設への優先供給に係る基本的方針（原案）」を踏まえ、重要施設への優先供給に係る基本的方針案を策定し、青森県災害対策本部に提出する。
- ② 対策班石油担当は、要請書の内容を確認し、青森県災害対策本部が決定した石油燃料供給の基本的方針に基づき燃料の配分案を検討する。
- ③ 対策班石油担当は、②の結果を経済産業政策班に連絡する。
- ④ 経済産業政策班は、県石商・石油連盟と調整し、優先供給を決定する。
なお、在庫量等を勘案し、必要に応じて内閣府への要請を行う。
- ⑤ 例外的取扱いを求める要請については、その可否について青森県災害対策本部統括調整部対策班で判断し、優先供給が必要と認められる場合は②～④に準じて決定する。
なお、認められない場合は、当該燃料供給を受けようとする者に対応できない旨を説明し、理解を得る。
- ⑥ 経済産業政策班は、優先供給を決定した場合、燃料供給を受けようとする者に対し、その旨通知する。

8. 事前対応事項

県は、重要施設及び県石商・石油連盟と予め連絡先、連絡手段及び情報収集の方法等を確認しておく。